

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成29年10月26日(2017.10.26)

【公開番号】特開2016-112154(P2016-112154A)

【公開日】平成28年6月23日(2016.6.23)

【年通号数】公開・登録公報2016-038

【出願番号】特願2014-252674(P2014-252674)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F	7/02	3 3 4
A 6 3 F	7/02	3 2 6 Z
A 6 3 F	7/02	3 0 4 D

【手続補正書】

【提出日】平成29年9月13日(2017.9.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項6】

前記第1電線のうち前記特定センサと前記中間部とを繋ぐ電線の長さは、弛みがない状態で配線される長さであることを特徴とする請求項5に記載の遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

第6の発明は、第5の発明において、前記第1電線のうち前記特定センサと前記中間部とを繋ぐ電線の長さは、弛みがない状態で配線される長さである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0031

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0031】

上述のようにすることにより、例えば、工場出荷から遊技場に納品されるまでの期間、または、何らかの不正手段を用いての遊技場で不正行為によって、図4に示すように、制御基板ケース101が不正に遊技盤4から取り外されて、制御基板ケース101の位置が所定の位置から後方(図4では左方)へ変位すると、制御基板ケース101と共に第1電線31が後方へ引っ張られるため、第1電線31に接続された第1コネクタ41が特定センサ21から外れる。

また、この場合、遊技盤4の裏側には、第1電線31が複数のケーブルハーネス及びコネクタ等と共に混在していることに加えて、特定センサ21が奥まったところの遊技盤4の凹部4a内に配置されているため、不正行為者からは、第1コネクタ41が特定センサ21から外れたことに気付かれ難い。仮に、不正行為者が、第1コネクタ41が特定セン

サ21から外れたことに気付いても、特定センサ21が奥まったところにあるため、目視で容易に認識できず、また、第1コネクタ41を特定センサ21に対して簡単には接続できない。さらには、第1電線31に接続された第2コネクタ42が中継基板500から外れた場合には、第2コネクタ42が中継基板500に再び接続することができないため、不正行為が行われた痕跡が残り、これに基づいて、不正行為の有無を電源の非投入状態であっても目視で容易に発見することができる。